

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

特別会計		事務事業分類			詳細点検
事務事業名	成年後見制度利用支援事業	シート番号			A 一般事務事業
担当部署名	健康福祉 局	長寿社会 部	長寿支援 課	評価責任者(課長名)	羽野

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	2	地域全体で支える福祉の仕組みづくり	無
	2	事業開始年度	平成 15 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 成年後見制度の利用の促進に関する法律			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	成年後見制度が平成12年4月に創設(禁治産制度から改正)され、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正による市町村長申立権の付与規定が新設されたことに伴い、平成15年度から本事業を実施。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか。)	【申立費用】市長申立てを必要とする者。 【成年後見報酬】本市に住所を有する、成年被後見人たる認知症高齢者で、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者。			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか。)	高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の適用を必要としているものが、同制度を適切に利用できるようにすること。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	【申立費用】成年後見制度の適用を必要としているにもかかわらず、市長の他に申立てのできる親族等がなく、その費用負担が困難な認知症高齢者が、後見、保佐又は補助を受けるために必要となる費用の全部又は一部を給付する。また、その申立費用を負担する(本人に求償する場合がある)。 【成年後見報酬】 後見人等が選任され、成年後見制度の適用を開始した者のうち、生活保護受給者等、後見報酬の支払い困難であると認められる者に対し、後見報酬の全部または一部を本人に給付する。			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 () 大阪府行政書士会				

Ⅲ. 投入量

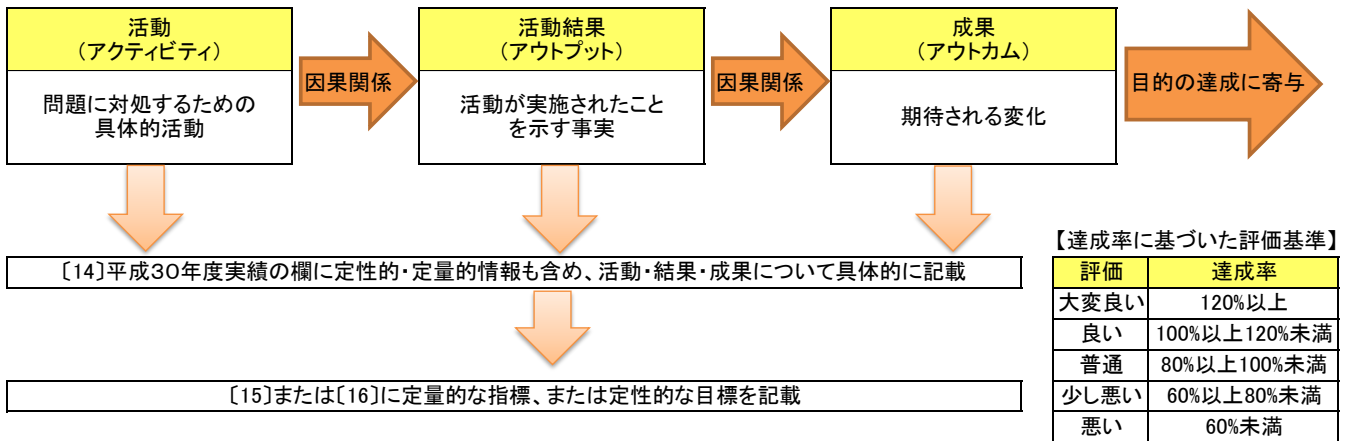
項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算		
11 事業費 (a)	千円	8,581	10,972	15,014	30,835		
主な事業費内訳	扶助費(後見等報酬)	千円	5,896	7,778	11,255	27,428	
	役員費(鑑定料、申立費用等)	千円	510	810	804	947	
	委託料	千円	2,175	2,384	2,955	2,460	
		千円					
	財源内訳	国・府支出金	千円	5,019	6,418	8,671	17,807
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
市債		千円					
	千円	1,889	2,414	3,453	7,092		
	千円	1,673	2,140	2,890	5,936		
12 人件費 (b)	千円	2,460	2,460	2,460	2,430		
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	11,041	13,432	17,474	33,265		

令和元年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業	シート番号	11-072
-------	--------------	-------	--------

Ⅳ. 評価(測定・分析)

ロジックモデルの考え方



事業の活動内容や成果

平成30年度実績								
活動実績と成果	14	<p>高齢者の権利擁護のため、市長の他に申立てのできる親族等がなく、成年後見制度の適用を必要としているものが、同制度を適切に利用できるよう、各区地域福祉課において申立てを行った。申立件数は、平成29年度と比較して、13件増加している。 また、成年後見制度の適用を開始した者のうち、生活保護受給者等、後見報酬の支払い困難であると認められる者に対し、後見報酬の全部または一部を本人に給付する成年後見制度利用支援事業を実施した。付与件数は、平成30年10月より付与対象者を拡大したこともあり、平成29年度と比較して、24件増加している。 なお、平成28年5月13日に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするために、平成30年度に堺市成年後見制度利用支援給付金交付要綱を改正し、市長申立てにより第三者後見人等が選任された者だけでなく、本人・親族申立により第三者後見人等が選任された者へも報酬付与対象者を拡大した。</p>						
		15	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		申立件数	件	目標値	-	-	-	-
				実績値	32	41	54	-
				達成率	-	-	-	-
			評価	-	-	-	-	
		算出方法・設定根拠など						
	16	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	報酬付与件数	件	目標値	-	-	-	-	
			実績値	26	38	62	-	
		達成率	-	-	-	-		
		評価	-	-	-	-		
	算出方法・設定根拠など							

業績の分析

	17	<p style="text-align: center;">目標を達成できた、または達成できなかった要因についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)</p> <p>成年後見制度の適用が必要であるにもかかわらずその申立てが困難である者について市長申立てを行っている。 成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大したことにより、成年後見制度の適用を必要としているものが、より利用しやすくなった。</p>
--	----	---

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありませんでしたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありませんでしたか。
- 事業の有効性は高いですか。低いですか。